



教えて歯医者さん！お口と歯の健康のお話 お口の健康から守ろう、身体の健康

問い合わせ 小笠掛川歯科医師会(☎22-6120)

歯周病が全身の病気と関係していることを知っていますか？生涯にわたって健康で豊かな毎日を送るため、お口の健康も意識してみましょう。今日からお口ケアを始めてみませんか？

こんな症状になつていませんか？

歯と歯ぐきの隙間（歯周ポケット）から侵入した細菌が、歯肉に炎症を引き起こした状態を歯肉炎といい、それに加えて歯を支える骨を溶かして、歯がグラグラになつてしまふ状態を歯周病といいます。

歯周病の主な症状

歯ぐきから血が出る、歯ぐきから膿が出る、歯ぐきが腫れる、歯ぐきが下がつて歯の根っこがみえる、歯がグラグラする、噛んだときに痛む、口臭がするなど



実は歯周病、こんな病気と関連しているんです

歯周病は口の中の疾患であるだけではなく、全身の疾患と関係していると言われています。

関連が指摘されている病気

肥満、メタボリックシンドローム、糖尿病、循環器疾患（狭心症、心筋梗塞、脳梗塞、動脈硬化など）、腎障害（慢性腎炎など）、感染性心内膜炎、誤嚥性肺炎、慢性関節リウマチ、早産、骨粗鬆症、アルツハイマー型認知症、がんなど
※必ずしもこれらの病気が発症するわけではありません。



歯医者さんからのアドバイス —小笠掛川歯科医師会 松浦勇次 歯科医師—

日々の歯磨きや口腔ケアを丁寧に行うことで、お口だけでなく全身の健康につなげていきましょう。ただし、自分で完璧にケアを続けるのは難しいものです。半年に一度は歯科医院で定期検診を受け、生活習慣も含めた口腔ケアのアドバイスを受けましょう。「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「8020（ハチマルニイマル）運動」に取り組み、皆さんも歯の健康を意識し、生涯にわたって健康で豊かな毎日を過ごていきましょう。



固定資産評価額の確認方法が変わります 固定資産評価通知書の交付廃止のお知らせ

問い合わせ 税務課資産税係(☎35-0913)

固定資産評価通知書の交付廃止に伴い、固定資産の評価額の確認方法が変更されます。

手続きの際には、代替書類を利用いただくことになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

12月26日(金)をもって固定資産評価通知書の交付を廃止します

固定資産評価通知書とは、土地や家屋など不動産の評価額（価値）をお知らせする書類です。主に不動産の所有権移転などの登記申請の際、税金（登録免許税）を計算するために使われています。これまで市窓口での申請により無料で発行していました。

この度、地方税法第422条の3に基づく税務手続きの電子化により、12月26日をもって固定資産評価通知書の交付を終了します。終了後は当該通知書の代わりとして下記の書類を利用ください。

※郵便での申請は、12月26日到着分まで受け付けます。

令和8年1月以降、代わりに利用できる書類と確認・申請方法

書類名	確認・申請方法
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書	毎年4月下旬～5月中旬頃に納稅義務者宛てに郵送で通知される「納稅通知書」の添付書類から確認
固定資産税評価証明書（300円/1通）	・窓口（市民課および小笠市民課）で申請 ・郵送請求（市ホームページ（下記）より請求書をダウンロードし、市民課宛てに送付して申請）
土地家屋名寄せ帳の写し（300円/1通） ※要別途印刷代	・窓口（税務課および小笠市民課）で申請 ・郵送請求（申請方法は上記と同じ） ・縦覧期間（4月1日～第1期納期限）に閲覧 ※無料

▲郵便交付請求書

本人、同一世帯者以外の人が窓口で申請する場合

委任状が必要です。様式の指定はありません。右記にひな型を掲載していますので、必要があれば活用ください。



非課税物件等の申請の場合

固定資産税評価証明書の備考欄に近傍価格等を表示して発行します。証明書交付申請時に近傍価格が必要である旨をお申し出ください。